

院外処方せん疑義照会簡素化プロトコル

大津赤十字志賀病院 薬剤部

【概略】

薬剤師による疑義照会は、医薬品の適正使用上、薬剤師法に基づく極めて重要な業務であるが、いわゆる形式的な疑義照会も多く、患者・処方医・保険薬局に負担がかかる場合も多い。

そこで大津赤十字志賀病院では、平成 22 年 4 月 30 日厚生労働省医政局通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」を踏まえ、プロトコルに基づく薬物治療管理の一環として、調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者への薬学的ケアの充実および処方医の負担軽減を図る目的で、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意が得られたものとして扱い、「院外処方せん疑義照会簡素化プロトコル」の運用を開始する。

なお、本プロトコルは合意締結した保険薬局のみ有効である。

【目的】

形式的な疑義照会をなくすことにより、保険薬局での患者待ち時間の短縮、処方医の負担軽減を図り、保険薬局薬剤師の服薬指導の充実を図る。

【処方変更に関わる原則】

1. 疑義照会簡素化を希望する場合、「疑義照会簡素化における合意書」を提出すること。
2. 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合には、処方薬の変更はできない。
3. 処方内に医師のコメントがある場合はコメントを優先する（「剤形変更不可」、「規格変更不可」等）。
4. 処方変更は、各医薬品の保険適応、適応症及び用法用量を遵守した変更とする。その際、安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合にのみ変更できる。
5. 服用方法・安定性、価格等について、患者に十分な説明を行い、同意を得た上で変更すること。
6. 麻薬、注射薬については、疑義照会プロトコルの適用としない。

疑義照会簡素化プロトコルに関する問い合わせ窓口

大津赤十字志賀病院 薬剤部

受付時間 平日：午前 9 時から午後 5 時

（電話番号：病院代表 077-594-8777）

【処方変更・調剤後の連絡】

処方変更し調剤した場合は、「疑義照会簡素化プロトコルによる変更報告書」（以下、変更報告書）に必要事項を記載し、FAX（077-594-8462）にて連絡してください。可能な限り、オーダーリングシステム内の処方を変更し、次回からの処方に反映させます。

【院外処方せん疑義照会簡素化プロトコル】

① **成分が同一の銘柄変更**

- ・先発医薬品同士、後発医薬品から先発医薬品も可
- ・院外処方せんの後発変更不可欄にチェックがあれば不可
- ・必ず患者へ説明（変更理由、価格）後、同意を得て変更のこと

例：アムロジピン OD錠 5mg → ノルバスク OD錠 5mg
→ アムロジン OD錠 5mg

② **剤形の変更**（安定性、利便性向上の為の変更に限る）

- ・用法・用量が変わらない場合のみ可
- ・抗悪性腫瘍剤は不可
- ・安定性、溶解性、体内動態、服薬状況を考慮のこと
- ・軟膏剤、クリーム剤等は不可
（軟膏剤 → クリーム剤、クリーム剤→軟膏剤は不可、疑義照会のこと）
- ・必ず患者へ説明（服用方法、価格）後、同意を得て変更のこと

例：アムロジピン OD錠 5mg → アムロジピン錠 5mg
ミヤ BM 細粒 → ミヤ BM 錠

③ **規格が複数ある医薬品の規格変更**

- ・安全性、利便性の向上の場合に限る
- ・必ず患者への説明（薬効、安定性、服用方法、価格）後、同意を得て変更のこと

例：5mg錠 1回2錠 → 10mg錠 1回1錠
10mg錠 1回0.5錠 → 5mg錠 1回1錠

④ **軟膏や湿布薬での用量規格の変更**

- ・合計処方量が変わらない場合に限る
- ・必ず患者へ説明（変更理由、価格）後、同意を得て変更のこと

例：マイザー軟膏 0.05% 5g 2本 → マイザー軟膏 0.05% 10g 1本
セルタッチパップ 70（6枚入）×7袋 → セルタッチパップ 70（7枚入）×6袋

⑤ **服薬状況の理由により処方薬剤を半割、粉碎、混合することあるいはその逆「抗がん剤は除く」**

- ・安定性データに留意のこと
- ・必ず患者へ説明（服用方法、価格）後、同意を得て変更のこと

例（粉碎）：ワーファリン錠 1mg 2.5錠 → ワーファリン錠 1mg2錠
ワーファリン錠 0.5mg1錠

⑥ **「患者希望」あるいは「アドヒアランス不良で一包化による向上が見込まれる」の理由により、一包化調剤を行うこと（抗がん剤及び「一包化しない」とある場合は除く）**

- ・上記以外の理由は、合意範囲外とする
- ・安定性データに留意のこと
- ・必ず患者に服用方法および患者負担額について説明後、同意を得て変更のこと

⑦ **残薬調整のための投与日数の短縮**

薬歴上、継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調整（短縮）して調剤する場合

- ・短縮の場合に限る（削除する場合や、日数の延長は不可）
- ・麻薬に関するものは除く
- ・頓服処方除く
- ・外用剤の本数の変更を含む

例：アジルバ錠 20mg 30日分 → 20日分（10日分残薬があるため）
リンデロンVG軟膏 0.12% 3本 → 2本（1本残薬があるため）

⑧ **服用歴のある配合剤が、単剤の組み合わせ（同一成分および含量）に変更されたと判断でき、患者が希望したときに元の配合剤へ変更すること（薬歴等に基づき、大津赤十字志賀病院への入院により変更されていることを確認すること）**

例：（薬歴上） ミカムロ配合錠 AP 1錠
（今回処方） テルミサルタン錠 40mg 1錠
アムロジピン OD錠 5mg 1錠
→ミカムロ配合錠 AP 1錠に変更可

⑨ **患者の希望があった場合の消炎鎮痛外用貼付剤における、パップ剤→テープ剤、テープ剤→パップ剤への変更（成分が同じものに限る。枚数に関しても原則同じとする）**

例：ロキソプロフェンパップ 100mg→ロキソプロフェンテープ 100mg

- ⑩ 外用剤の用法（適用回数、適用部位、適用タイミング等）が口頭で指示されている場合（薬歴上、あるいは患者面談上、用法が明確な場合を含む）の用法追記

例：モーラステープ L40mg 3袋 1日1回 1回1枚 → 1日1回 1回1枚 腰

- ⑪ ビスホスホネート製剤等の「週1回」、「月1回」製剤が、連日投与のほかの処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数適正化（薬歴や患者面談の上、明らかな処方間違いである場合）

例：アクトネル錠 17.5mg（週1回製剤）1錠分1 起床時 14日分 → 2日分

- ⑫ 「1日おきに服用」と指示された処方薬が、連日投与のほかの薬剤と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（薬歴や患者面談の上、明らかな処方間違いである場合）

例：フロセミド錠 20mg 1錠分1 朝食後 隔日投与 30日分 → 15日分

- ⑬ 医師了解のもとで処方されている漢方薬の「食後」処方（患者面談の上、食後投与が妥当と判断された場合）

例：大建中湯 3包 毎食後

- ⑭ 「食後」・「食前」の処方で、添付文書上、用法が明らかに決められている薬に対して適正な用法への変更

例：ミグリトール錠 50mg 3錠/毎食前 → 3錠/毎食直前
アクトネル錠 17.5mg 朝食後 → 起床時

初版 令和4年12月
薬事委員会承認